

遺産分割協議書

平成廿四年六月廿日、横浜市栄区大船一丁目貳番地、大船太郎の死亡によって開始した相続における共同相続人全員において、その相続財産について分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

- 一 相続人大船花子が取得する財産
 - 1 横浜市栄区大船一丁目貳番 宅地 貳参〇平方メートル
 - 2 横浜市栄区大船一丁目貳番地 家屋番号 貳番
木造瓦葺平家建 居宅 床面積 壹四〇平方メートル
 - 3 右居宅内にある家財一式
 - 4 銀行大船支店 普通預金 #〇壹貳参四五六 金参百萬貳千五拾八円
- 二 相続人大船一郎が取得する財産
 - 1 銀行大船支店 定期預金 #〇壹貳参壹貳参 壹口 金五百萬円
- 三 相続人大船二郎が取得する財産
 - 1 株式会社 株式 参千株
- 四 相続人鎌倉政子が取得する財産
 - 1 社債 券面額 金四百萬円
 - 2 現金 金八拾萬円

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成十四年九月参日

横浜市栄区大船一丁目貳番地 相続人 大船 花子

横浜市栄区大船一丁目貳番地 相続人 大船 一郎

横浜市栄区大船一丁目貳番地 相続人 大船 二郎

横浜市栄区鎌倉二丁目五番地 相続人 鎌倉 政子